

一般社団法人 映像実演権利者合同機構 使用料等分配規程

(目的)

第1条 本規程は、管理委託契約約款第10条第1項に基づき、一般社団法人映像実演権利者合同機構（以下「PRE」という）が受領・徴収した、管理委託契約約款第9条に定める使用料等に関して、その分配方法を定めることを目的とする。

(分配の対象となる権利者)

第2条 PREが使用料等を分配する権利者は、管理委託契約約款第2条に定める委託者とする。

(分配時期)

第3条 PREが受領・徴収した使用料等の分配時期は、毎年4月1日から9月30日までの間にPREが実際に受領・徴収した使用料等につき、当年11月に分配し、毎年10月1日から翌年3月31日までの間にPREが実際に受領・徴収した使用料等につき、翌年6月に分配するものとする。

2. 前項の定めにかかわらず、やむを得ない事情があるときは、PRE理事会の決定により分配時期を変更することができる。

(利息の取り扱い)

第4条 PREが使用料等を分配する場合、いかなる名目であっても利息は付さないものとする。また、管理委託契約約款第11条第1項に基づき使用料等の分配を一時保留した場合も同様とする。

(実施細則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項は、別途細則等で定めることができる。

(変更)

第6条 この規程の変更は、PRE理事会において行う。

附 則

- ・この規程は、平成22年8月4日から実施する。
- ・平成23年5月16日、理事会にて一部改定を承認
- ・平成27年4月28日 改定